

神奈川県再犯防止推進計画の骨子案について

1 概要

(1) 策定の趣旨

平成28年12月に公布、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（以下、再犯防止推進法という）の第4条第2項により、県は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じた施策を策定し、及び責務を有することとされた。

また、同法第8条では、県は、国の再犯防止推進計画を勘案して、県における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされた。

県は、こうした現状を踏まえ、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを促進するため、平成31年度を初年度とした神奈川県再犯防止推進計画を策定する。

(2) 計画の性格

再犯防止推進法第8条に規定された「地方再犯防止推進計画」として、同法に基づき、再犯防止施策を円滑に実施するため、取り組むべき課題を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する目標を設定し、再犯防止を推進する。

(3) 計画の期間

平成31年度から平成35年度までの5年間とする。

(4) 対象の区域

県内全市町村とする。

(5) 計画策定の考え方とポイント

- ア 国の再犯防止推進計画を勘案しながら、地域の状況に応じた事項を取り入れる。
- イ 国関係機関及び民間団体との連携協力の確保に努める。

2 骨子案

(1) 計画の概要

- ア 計画策定の趣旨
- イ 計画の性格
- ウ 計画基本方針
- エ 計画の期間

(2) 本県における再犯防止を取り巻く状況

(3) 施策の展開

- ア 就労・住居の確保
 - (ア) 就労の確保
 - (イ) 住居の確保
- イ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
 - (ア) 高齢者又は障がいのある者等への支援
 - (イ) 薬物依存を有する者への支援
- ウ 非行の防止等

- エ 犯罪をした者等の特性に応じた取組
- オ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
 - (ア) 民間協力者の活動の促進
 - (イ) 広報・啓発活動の推進

(4) 計画の推進体制

(5) 資料

3 今後のスケジュール

- | | |
|----------|--|
| 平成30年10月 | 厚生常任委員会に計画骨子案を報告
第2回神奈川県再犯防止推進会議において計画素案を作成 |
| 12月 | 厚生常任委員会に計画素案を報告
計画素案に対するパブリックコメントの実施（～1月） |
| 平成31年1月 | 第3回神奈川県再犯防止推進会議において計画案の作成 |
| 2月 | 厚生常任委員会において計画案を報告 |
| 3月 | 計画の策定 |